

断熱化工事及び省エネ化工事に係る補助要件について

令和6年度あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付要綱第26条第2項に基づき、断熱化工事及び省エネ化工事の補助要件を次のとおり定める。

1. 断熱化工事

1-1. 断熱改修工事

次の表の、部位ごとに定める熱抵抗値又は必要厚さを満たす断熱材を使用する、断熱改修工事。

断熱材の種類・厚さ	部位	屋根	天井	外壁	床	基礎
	性能	必要な熱抵抗値 (m ² ・K/W)				
		4.6	4.0	2.2	2.2	1.7
		断熱材の厚さ (mm)				
グラスウール断熱材(12K以上)	210	180	100	100	80	
ロックウール断熱材						
ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材						
ポリエチレンフォーム断熱材						
押出法ポリスチレンフォーム断熱材	185	160	90	90	70	
硬質ウレタンフォーム断熱材						
フェノールフォーム断熱材						
吹込み用セルローズファイバー						
吹付け硬質ウレタンフォーム						

※表以外の断熱材の種類又は厚さの材料を使用する場合は、表に掲げる必要な熱抵抗値又は住宅性能表示制度による地域区分4の断熱等性能等級4以上の性能を満たす場合に限り、同等以上の性能を有する断熱改修工事として扱う。

※表に掲げる断熱改修工事と同時に、間仕切り壁等内部空間を仕切る部分の断熱改修を行う場合は、熱抵抗値0.5 (m²・K/W) 以上の断熱材を使用すること。

1-2. 開口部改修工事

複層ガラス窓又は二重窓を設置する工事、その他これらと同等以上の断熱性能を有する開口部への改修工事

1-3. その他の断熱改修工事

ユニットバスへの改修工事

2. 省エネ化工事

2-1. 熱交換型換気設備改修工事

熱交換型換気設備（温度（顕熱）交換効率65%以上のものに限る）への改修工事

2-2. LED照明設備改修工事

LEDが光源である照明設備（照明以外の機能を有する機器を除く）への改修工事

附 則

この定めは、令和6年4月1日から施行する。